

議案第2号

社会福祉法人にしおこっぺ福祉会障害者支援施設清流の里が実施する
福祉有償運送について

1. 事業の目的

障害者支援施設清流の里（以下、「清流の里」とする）に入所している利用者、グループホームに入居している利用者、及び地域で生活している障がいのある方が地域の中で安心して生活を継続できるよう、通院・買物・官公庁への移動等及び帰省を支援することを目的とする。公共交通の不足や家族送迎の困難化に対応し、福祉有償運送制度を活用して、安全かつ安定的な移送サービスを提供する。

2. 本事業実施の意義

西興部村には、西興部村社会福祉協議会が実施する福祉有償運送が既にある。下記の表は、清流の里が新たに実施する福祉有償運送事業について、既存サービスとの役割分担を整理したものである。

実施主体	西興部村社会福祉協議会	清流の里（新規）
主たる対象者	高齢者・障がい者	障がい者（主に清流の里利用者）
対象者の主な特性	加齢による身体機能低下等	知的・精神・身体障がいの特性
支援内容	移動支援が中心	移動・見守り・意思疎通・行動支援
運転・支援者	社協職員・登録者	日常的に利用者支援を行う施設職員
送迎時の対応	乗降介助が中心	行動特性への配慮・突発的行動への対応
主な利用目的	通院・買物	通院（専門医療含む）、生活、社会活動参加支援
障がいのある利用者との関係性	サービス利用時のみの利用	日常支援の延長としての継続的な関係性

3. 新たに清流の里が実施する効果

本事業は、既存の福祉有償運送と競合するものではなく、清流の里の利用者を主対象としつつ、地域の障害のある方も対象とした、障がい福祉の専門性に基づく移動支援を担うものである。対象者・支援内容・支援体制が異なっており、西興部村の移動支援体制を役割分担により補完・強化することが可能となる。

社会福祉法人にしおこっぺ福祉会 障害者支援施設 清流の里
福祉有償運送 事業計画書（案）

1. 事業の目的

地域において、障害のある方々が地域の中で安心して生活を継続できるよう、通院・買い物・官公庁等への移動及び帰省を支援することを目的とする。公共交通の減少や家族送迎の困難化に対応し、福祉有償運送制度を活用して、安全・安定的な移送サービスを提供する。

2. 事業実施主体

名称：社会福祉法人にしおこっぺ福祉会 障害者支援施設 清流の里

所在地：〒098-1421 北海道紋別郡西興部村上興部2 4 6

代表者：施設長 中野喜恵

設立根拠：社会福祉法に基づく社会福祉法人

主な事業：障害者支援施設の運営

職員数：50名（うち運転業務従事者3名：別紙運転者名簿の通り）

3. 運送対象者

- ①清流の里を利用する 障害者総合支援法に基づく障害者および障害児
- ②障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者
- ③西興部村内に居住し、単独で公共交通機関の利用が困難な者

4. 運送区域

北海道紋別郡西興部村の区域内を発着点とし、村内外の医療機関・買物・余暇活動を目的地とする必要最小限の範囲。及び、利用者の帰省を目的とした道内各地。

5. 運送の形態

施設職員が運転する車両により、ドア・ツー・ドア方式で利用者を送迎する。運送は有償とし、国土交通省告示第177号に基づく「福祉有償運送運営協議会」の合意を得たうえで実施する。

6. 運送の内容

運送目的：通院、買い物、官公庁・金融機関等での用務、帰省、社会活動参加

運送日・時間：毎日 8:30～17:30

利用方法：事前予約制（原則前日までの申し込み）

同行支援：必要に応じて職員が同乗し支援を行う。

7. 使用車両

ワゴン車（ワゴンRソリオ） 5人乗り 1台

8. 運転者および教育体制

- ①普通自動車第二種運転免許または第一種免許取得後 3 年以上の者で、過去二年以内にその免許の効力が停止されていない者。
- ②使用する車両が福祉車両で無いため、運転者は介護福祉士または訪問介護員に限る。
- ③国土交通大臣認定の福祉有償運送運転者講習受講済み。
- ④年 1 回以上の安全運転講習・福祉運送研修を受講。
- ⑤点呼・運行記録・健康状態確認を実施。

9. 運送対価（運賃）

運送費用は実費を基準とし、運営協議会の定める範囲内で設定。初乗り 3km まで 300 円、以後 15km までは 1 km ごとに 70 円、15km を超えた場合は 1 km ごとに 30 円加算。収入は全て福祉有償運送経費として管理。

10. 安全管理体制

- ①安全管理責任者を定め、運転者への点呼・アルコールチェック・健康確認を行う。
- ②車両点検（始業前・終業後）を徹底し、定期整備を記録管理。
- ③保険（対人・対物・搭乗者傷害）に加入。
- ④利用者の乗降支援マニュアルを整備し、職員全員に研修を実施。
- ⑤前後面にドライブレコーダーを装着

11. 事業実施体制

別紙の通り、運行管理責任者、整備責任者、苦情処理責任者をそれぞれ配置する。

12. 事業の効果

障害者の通院・買い物・社会参加の機会を確保し、地域生活を支援する。家族負担の軽減と地域福祉計画の推進に寄与する。

13. 複数乗車について

車両 1 台での運用となるため、効率的な運用を実現し、より多くのニーズに対応するため、以下の複数乗車の許可をお願いしたい。

- ① 村内から同一地区の病院へ通院する場合の輸送
- ② 村内から同一地区の商店等への輸送

にしおこっぺ福祉会が運営する福祉有償運送運転者名簿

番号	氏名	生年月日	認定番号	認定年月日	保有資格
1	河崎 裕二	●●●●	国自旅第217号認定	2012.4.15	介護福祉士
2	大槻 圭織	●●●●	国自旅第334号認定	2024.7.26	介護福祉士
3	廣畑 純也	●●●●	国自旅第334号認定	2024.7.26	訪問介護員
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

有償運送運賃(案)

運賃積算根拠

初乗 3kmまで 300円

3kmを超え15kmまで1kmごと 70円

15km以上 1kmごと 30円

主な利用先

行先	往復距離(km)	金額(円)
西興部診療所	12	930
名寄市立病院	80	3,090
広域紋別病院	104	3,870
興部町国民健康保険病院	48	2,130
下川町五味温泉	56	2,370
雄武町日の出温泉	74	2,910

※出発地点は、紋別郡西興部村上興部地区

上興部から主な利用先へのバス料金

行先	片道料金	往復料金
西興部診療所	360	720
名寄市立病院	1,060	2,120
広域紋別病院	1,470	2,940
興部町国民健康保険病院	760	1,520
下川町五味温泉	590	1,180
雄武町日の出温泉	1,100	2,200

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称 社会福祉法人にしおこっぺ福祉会

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	河崎 裕二		その他		
2					
3					

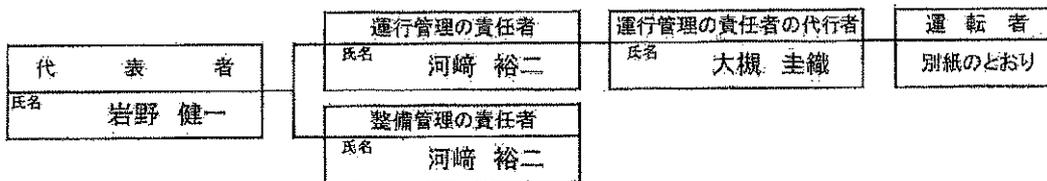
- ・乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	河崎 裕二		
2			
3			

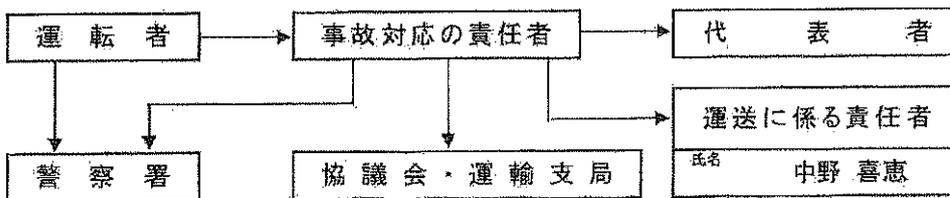
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制



事故対応の責任者: 河崎 裕二

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者: 中野 喜恵

苦情処理の担当者: 河崎 裕二